

1. 過労死等の労災補償状況からみる精神障害補償について

厚生労働省が公表した令和4年度「過労死等の労災補償状況」によれば、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数は2,683件で前年度比337件の増加、支給決定件数は710件で前年度比81件の増加となっています。この数はいずれも統計開始から過去最多となっています。業種別では、医療・福祉(請求624件、支給決定164件)が最多となっており、次いで製造業(請求392件、支給決定104件)、卸売業・小売業(請求383件、支給決定100件)が続いています。また、年齢別では、請求件数、支給決定件数いずれも40～49歳が最多となっています。

支給決定件数の出来事の類型別では「パワーハラスメント」が147件で最多となっています。その他、「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」や「セクシュアルハラスメント」などハラスメント関連の類型によるものが目立ち、ハラスメントに関する問題は影響が大きいことがわかります。

精神障害の労災認定基準については、業務による心理的負荷評価表の見直し(具体的出来事にいわゆるカスタマーハラスメントが追加等)がされるなど、近く改正予定となっています。引き続き職場のハラスメント対応やメンタルヘルス対応については気をつけていきたいところです。特に最も件数と多かったパワーハラスメントについては、頭ごなしにきつい口調で注意するなど、被害者側がハラスメントと感じた場合に精神障害の請求を受けることも十分に考えられます。

部下への接し方の指導・教育を行うなど、会社も慎重な対応が必要です。

【厚生労働省「令和4年度「過労死等の労災補償状況」精神障害の労災補償状況】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001113802.pdf>



2. 入社から1ヶ月未満で退職した社員の社会保険料(社会保険の同月得喪)

社会保険加入条件を満たした場合は入社時から社会保険に加入となりますが、残念なことに入社1ヶ月未満で退職してしまう場合もあります。その際の社会保険料の取扱いについて説明いたします。

<社会保険の同月得喪とは>社会保険資格取得日(入社日等)と資格喪失日(退職日の翌日等)が同じ月内で発生することを社会保険の「同月得喪」と言います。例えば、8月1日に入社し社会保険の資格取得をしたけれど、8月25日に退職した場合が同月得喪に該当します。ただし、8月1日に入社、8月31日に退職した場合、資格喪失日は退職日の翌日9月1日となり月を跨ぐため、同月得喪の要件には該当しません。

<同月得喪に該当した場合の厚生年金保険料>同月得喪に該当した場合はその月分の厚生年金保険料を給与から控除し、会社が被保険者負担分と会社負担分を併せ日本年金機構に納付することになります。ただし、同月得喪に該当した人が同じ月に再び厚生年金保険の資格、国民年金(第2号被保険者を除く)の資格を取得した場合は先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要になります。この場合、日本年金機構から先に喪失した会社に厚生年金保険料が還付されますので、被保険者負担分は会社から退職した社員に還付が必要になります。

<同月得喪に該当した場合の健康保険料>同月得喪に該当した場合はその月分の健康保険料を給与から控除し、会社が被保険者負担分と会社負担分を併せ日本年金機構に納付することになります。

こちらは厚生年金保険料と違い例外はなく、必ず保険料の納付が必要となります。

3. 夏季休暇のご案内(8月14日～16日)

上記の通り、お休みをいただきます。何卒、ご承知おきください。

● 編集後記 ●

先日、社労士業界に同時期に入った19年前からの同世代の仲間が天国に旅立ちました。明るく元気で誰よりも美と健康に気を付けていた彼女も大病には勝てませんでした。最後の最後まで生きることに希望を持っていた姿が忘れられません。今、こうして生きていることに感謝し、丁寧に大切に一日一日を過ごしていきたいです。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士

秋山幸子(登録NO.13050514)

三鷹市下連雀3-38-4

三鷹産業プラザ307

TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部
メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山